

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例（案）の提案について

2018年11月30日

日本共産党東京都議会議員団
維新・あたらしい・無所属の会
都議会生活者ネットワーク
かがやけ Tokyo

1. 提案理由

都議会議員の期末手当は「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に規定があります。しかし、その支給割合については、「職員の給与に関する条例」の支給割合を引用しているため、「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を改定しなくても、職員の期末手当の支給割合が上がると議員の期末手当の支給割合も上がることになります。今回の引き上げ対象は、勤勉手当であり、議員に勤勉手当はふさわしくありません。

国民の所得が伸び悩んでいるうえに消費税や社会保険料などの負担増が続いている中で、議員の期末手当が上がることになってしまいます。

したがって、議員の期末手当の支給割合を現行通りで据え置くために、条例案を提出します。

2. 条例案の内容

- ・ 議員の期末手当の支給割合を現行の100分の100に据え置くものです。

3. 影響額

- ・ 全体で7,531,938円です。

以上